

兵庫県立大学副専攻規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学学則(平成25年法人規程第75号)第10条の2の規定に基づき、副専攻に関し必要な事項を定めるものとする。

(副専攻名等)

第2条 副専攻は、兵庫県立大学全学部共通とし、高等教育推進機構が設置する。

- 2 副専攻名、運営部門及び主たる担当学部等は別表第1のとおりとする。
- 3 副専攻における授与称号は別表第2のとおりとする。
- 4 各副専攻の運営に関し、必要な事項は別に定める。

(履修方法等)

第3条 副専攻の履修に係る申請方法、授業科目の種類及び取得しなければならない単位数等は、別に定める。

(修了認定)

第4条 副専攻の修了認定は、運営部門に置くその運営を審議する会議の議を経て、高等教育推進機構長が行う。

(修了証書の授与)

第5条 学長は、前条により副専攻を修了したと認定された学生に対し、副専攻修了証書を授与する。

- 2 前項により授与する副専攻修了証書は、様式第1号のとおりとする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、副専攻の履修に関し必要な事項は、高等教育推進機構長が定める。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前から引き続いて在学している者については、改正後の副専攻名、運営部門、主たる担当学部等及び授与称号にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1

副専攻名	運営部門	主たる担当学部等
地域創生リーダー教育プログラム	地域創生リーダー教育部門	環境人間学部
グローバルリーダー教育プログラム	グローバルリーダー教育部門	国際商経学部
防災リーダー教育プログラム	防災リーダー教育部門	減災復興政策研究科

別表第2

副専攻名	授与称号
地域創生リーダー教育プログラム	学際リーダー（地域創生）
グローバルリーダー教育プログラム	学際リーダー（グローバル）
防災リーダー教育プログラム	学際リーダー（防災）

様式第1号

兵庫県立大学
副専攻修了証

第○○○○○○○号

氏名
学籍番号

本学が実施する副専攻「○○○○○○○○
○○」を修了したことを認め、「○○○○
○○」の称号を授与する

年 月 日

兵庫県立大学

大学
の印